

---

## 第4編

# 南海トラフ地震防災対策推進計画編



# 第1章 総則

## 第1節 推進計画の目的

本市における南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関して地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、本市におけるハード・ソフト両面にわたる総合的な南海トラフ地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

## 第2節 防災関係機関の業務大綱

市域に係る地震防災に関し、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき業務の大綱は、【第1編 第2章 第1節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」】に定めるところによるものとする。

## 第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化、土砂災害防止施設の整備を図るとともに、指定避難所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設、その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### [施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(平常時)
第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化	建設課、管財課
第2 指定避難所の整備	危機管理課、関係各課
第3 避難路の整備	建設課
第4 土砂災害予防施設	建設課
第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	消防団、消防本部(中央消防署)
第6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	建設課
第7 通信施設の整備	危機管理課

#### 第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

市(建設課、管財課)は、南海トラフ地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年の「建築基準法」の改正(新耐震基準)以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、耐震補強が成されていない市管理の公共土木構造物の補強工事の実施、耐震性が未確定の構造物における耐震診断の実施、未補強の状態地震による影響が懸念される場合の通行規制の措置や迂回路等について、あらかじめ定めておくよう努める。

#### 第2 指定避難所の整備

指定避難所は、耐久性(耐震・耐火)を備えた浸水区域外の公共建物で、当該地域の避難者を収容できる施設とする。

なお、指定避難所は、避難する者の居住地区を限定するものではない。

#### 第3 避難路の整備

市(建設課)は、指定避難所に至る避難路を確保するため、道路改良又は新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策

を講じる。

#### 第4 土砂災害予防施設

市（建設課）は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施工ができるよう協力するとともに、未整備箇所については、県に対して積極的に事業の導入を要請する。

緊急な対策を必要とする小規模な危険箇所について、市単独により次に掲げる対策を検討する。

- ア 地表水によるがけ面の洗掘防止と浸透水による崩壊を防止する排水溝の設置等
- イ がけ地や台地の端部にあり崩落を誘発するおそれのある大きな樹木の伐採
- ウ 亀裂や浮き石のある不安定な斜面について、ビニールシート又はコンクリート等での補強等
- エ 二次災害防止のためのシート、杭等の保管

#### 第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団及び消防本部（中央消防署）は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

#### 第6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市（建設課）は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な市道又は市内の地域間を連絡する主要な市道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して市域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

#### 第7 通信施設の整備

市（危機管理課）は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

## 第3章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

### 第1節 避難指示等の発令

#### [施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(本部設置時)
避難指示等の発令	本部班

本部班は、本部長（市長）の指示に基づき、南海トラフ地震及び地震に伴い発生する住宅等の倒壊や火災延焼など二次災害の危険が切迫し、市民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

また、高齢者等避難、避難指示（以下避難指示等という。）の発令判断に際し、必要に応じて気象台、国、県に対して助言を求める。

避難指示等を発令する要件は、次のとおりとする。

#### ■ 避難指示等の発令の要件

区分	事項
避難指示等	<ul style="list-style-type: none"><li>地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき</li><li>余震により、建物等の倒壊の危険があるとき</li><li>その他人命保護上、避難を要すると認められるとき</li></ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"><li>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき</li><li>災害が発生し、現場に残留者があるとき</li><li>その他緊急に避難する必要があると認められるとき</li></ul>

## 第2節 避難対策等

### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
第1 地域住民等の避難誘導	本部班、地方創生班、福祉対策班、高齢者対策班、子ども対策班、商工観光班、学校教育班、社会教育班、消防水防対策班
第2 指定避難所の開設・運営	本部班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班、企画広報班

### 第1 地域住民等の避難誘導

本部班、総合政策対策部（地方創生班）、健康福祉対策部（福祉対策班、高齢者対策班、子ども対策班）、経済建設対策部（商工観光班）、教育対策部（学校教育班、社会教育班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、避難指示等に従い、的確かつ迅速に各対象者の避難誘導を行う。

- (1) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織は、避難指示等が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、本部の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置を講ずる。
- (2) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次項に留意する。
  - ア 避難行動要支援者名簿を活用し、必要に応じて関係者と情報共有する。
  - イ 南海トラフ地震が発生した場合に、アに掲げる者を収容する施設のうち、市が管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- (3) 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防、警察、事業所等の自衛消防組織、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。

### 第2 指定避難所の開設・運営

- (1) 市民生活対策部（避難収容班）、教育対策部（社会教育班、体育施設班）及び須木・野尻庁舎対策部（須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班）は、南海トラフ地震発生後の避難所施設の被害状況を確認し、建物倒壊等の危険度判定を優先的に実施するなど、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の移送や収容の措置を講ずる。
- (2) 指定避難所の開設に際しては、避難所施設の応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難・収容に努める。
- (3) 指定避難所には、必要な設備及び資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう準備する。
- (4) 指定避難所における救護上の留意事項は、次のとおりである。

■指定避難所における救護上の留意事項

指定避難所において避難者に対し実施する救護	ア 指定避難所内の収容スペースへの収容 イ 飲料水、主要食料及び毛布等の供給 ウ その他必要な措置
上記の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置	ア 流通在庫の引き渡し等の要請 イ 県に対し、県及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請 ウ その他必要な措置

## 第3節 消防機関等の救助

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(本部設置時)
消防機関等の救助	消防水防対策班、消防対策班

消防水防対策部（消防水防対策班）及び消防対策部（消防対策班）は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から市民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出動する。

また、防災関係機関と連携し、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の捜索等を実施する。

■震災消防活動(出動)の原則

災害対応の優先	同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。
市街地火災消火の優先	大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。
避難場所、避難路確保の優先	延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、又は火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、市民の避難誘導とともに避難場所や避難路の確保のための活動を優先に行う。
重点防ぎよ地域の優先	危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎよすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。



## 第4節 ライフライン関係の措置

本節については、【第3編 第3章 第15節「ライフライン施設の応急復旧」】を参照する。

## 第5節 交通関係の措置

本節については、【第3編 第3章 第8節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

## 第6節 市の施設等に対する対策

### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
第1 不特定多数の者が出入りする施設における措置	管財班、関係各班
第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	本部班、管財班
第3 工事中の建築等に対する措置	建設班、管財班

本節については、【第3編 第3章 第14節「公共施設等の応急復旧活動」】を参照するほか、次の事項に留意する。

### 第1 不特定多数の者が出入りする施設における措置

総務対策部（管財班）及び関係各班は、不特定多数が出入りする施設（市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等）において、次の措置を講ずる。

#### ■不特定多数が出入りする施設における管理上の措置

各施設に共通する事項	ア 地震・余震情報等の入場者等への伝達 イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置 ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 エ 出火防止措置 オ 消防用設備の点検、整備 カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備
個別事項	ア 病院、診療所等：重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置 イ 学校等：当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置 ウ 社会福祉施設：重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置（具体的な措置内容は各施設が定める。）

## 第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

本部班及び総務対策部（管財班）は、本部の設置場所においては、前項のほか、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等、通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

指定避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項に掲げる措置を講ずるとともに、市民生活対策部（避難収容班）等が行う指定避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 第3 工事中の建築等に対する措置

経済建設対策部（建設班）及び総務対策部（管財班）は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

## 第7節 迅速な救助

### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制	消防水防対策班、消防対策班
第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備	本部班
第3 実働部隊の救助活動における連携の推進	本部班
第4 消防団の充実	消防水防対策班

### 第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防水防対策部（消防水防対策班）及び消防対策部（消防対策班）は、平常時より消防関連施設の耐震化等、救助活動体制、救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努め、震災の際は広範囲の被害が予想される被災現場において、円滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

その他、【第3編 第2章 第10節「救急・救助及び消火活動体制の整備」及び第3編 第3章 第6節「救助・救急及び消火活動」】を参照する。

### 第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

本部班は、緊急消防援助隊運用要綱（平成26年3月改正）に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

### 第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

本部班は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

### 第4 消防団の充実

消防水防対策部（消防水防対策班）は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑かつ効率的な消防活動が行えるように努める。

## 第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

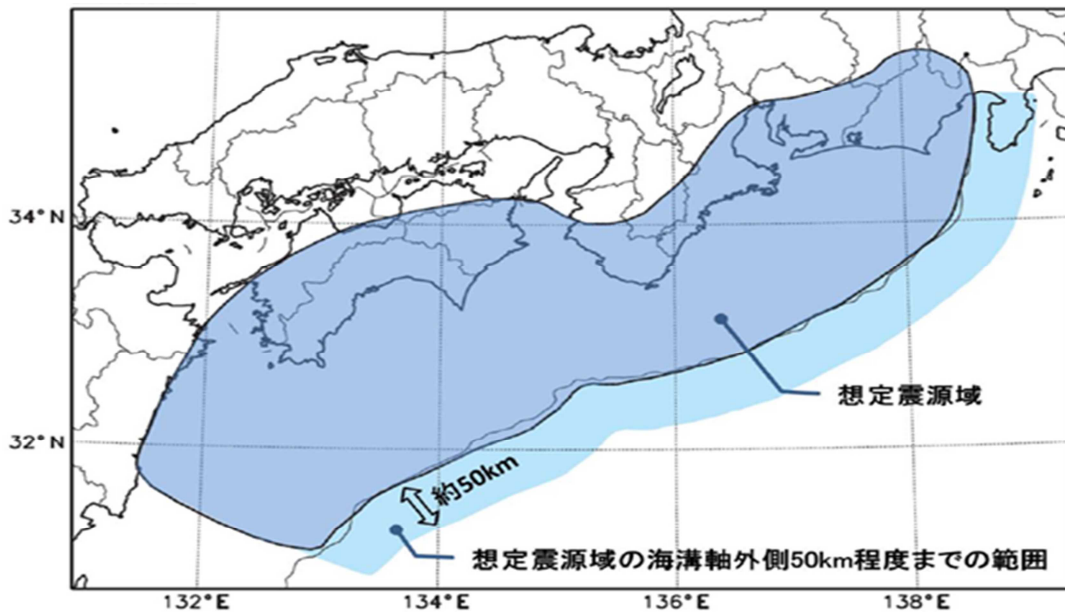
### [施策の体系・担当部署]

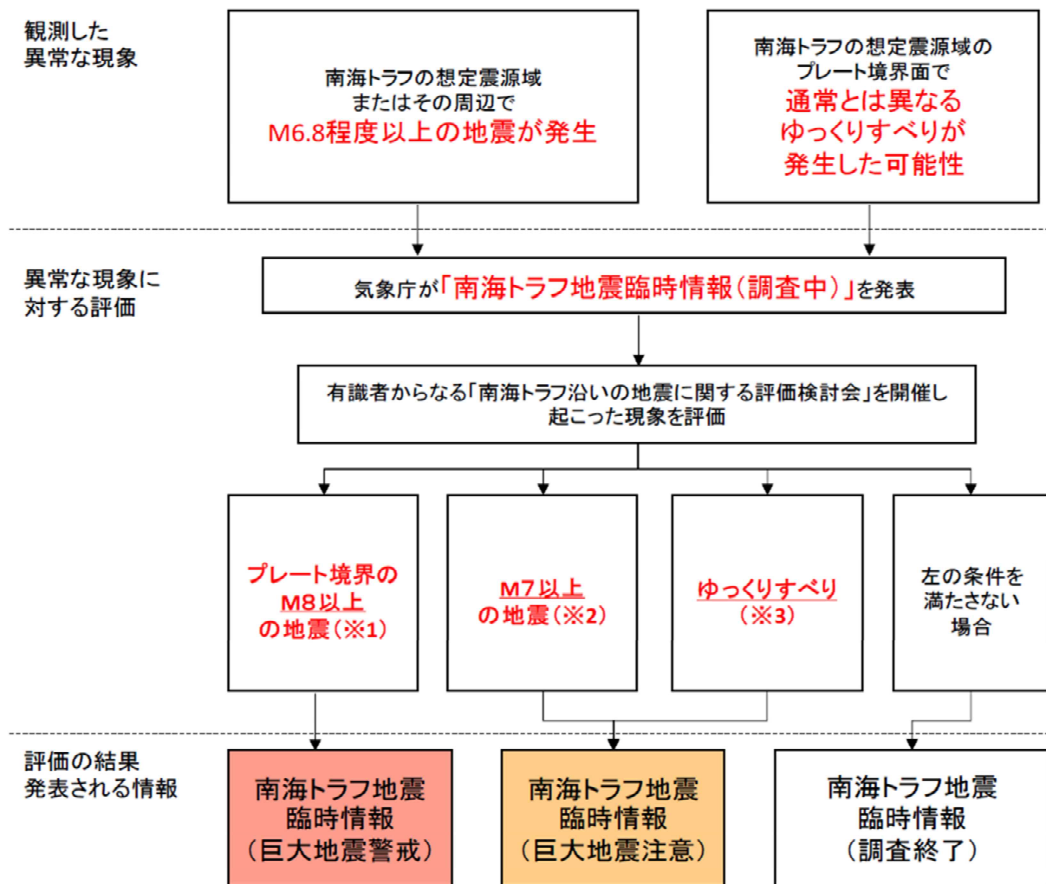
施策	担当部署(本部設置時)
活動体制の整備・情報伝達体制の整備等	本部班

## 第1節 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震に関連する情報については、【第3編 第3章 第2節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」中、■南海トラフ地震に関連する情報】を参照する。

### ■南海トラフ巨大地震の想定震源域■





## 第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の防災対応

### 第1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の体制

本項目については、【第2編 第2章 第8節「活動体制の整備」】を参照する。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### (1)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の体制

本項目については、【第2編 第2章 第8節「活動体制の整備」】を参照する。

#### (2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。市民等への周知方法については【第2編 第2章 第7節 第2「情報伝達体制の整備」】を参照する。

#### (3)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため末端からの各種情報の収集体制を整備する。

#### (4)災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### (5)住民に対する注意喚起

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、県があらかじめ定めた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)について、地域住民等が後発地震の発生に備えて安全確保を図るよう周知を図る。

また、市民に対し、家具の固定状況、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、南海トラフ地震の発生に万全を期するよう努める旨を周知するなど、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

## (6)避難対策等

### ア 事前避難検討の呼び掛け

建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、南海トラフ地震に対して不安のある者等に対して、事前避難の検討を促す。また、南海トラフ地震が発生した場合には市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害警戒区域内の市民に対して、同様に事前避難の検討を促す。

### イ 避難所等の開設及び運営

本項目については、【第2編 第3章 第11節「避難収容活動」 第2「避難所の開設、運営」】を参照する。

## (7)警備対策

宮崎県警察本部及び小林警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

### ア 正確な情報の収集及び伝達

### イ 不法事案等の予防及び取締り

### ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## (8)ライフライン関係

本項目については、【第3編 第3章 第15節「ライフライン施設の応急復旧」】を参照する。

## (9)交通対策

本項目については、【第3編 第3章 第8節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

## (10)市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

本項目については、【第4編 第3章 第6節「市の施設等に対する対策」】を参照する。

## 第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### (1)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の体制

本項目については、【第2編 第2章 第8節「活動体制の整備」】を参照する。

### (2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

その体制及び周知方法については、【第2編 第2章 第7節 第2「情報伝達体制の整備」】を参照する。

### (3)災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### (4)市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、各施設管理者は、施設・設備等の点検等実施し、地震への備えを再確認するものとする。

## 第4 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合の市の対応

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、本部を閉鎖する。



## 第5章 関係機関との連携協力の確保に関する計画

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

#### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
第1 物資等の調達手配	本部班、福祉対策班、上下水道対策班
第2 人員の配置(応援要請等)	総務班
第3 災害応急対策等に必要な資機材等の確保	管財班

#### 第1 物資等の調達手配

本部班、健康福祉対策部（福祉対策班）及び上下水道対策部（上下水道対策班）は、南海トラフ地震の発生後に行う災害応急対策に必要な物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成し、発災時には必要に応じて防災関係機関に供給要請を行う。

また、本部班は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資（医療及び防疫に必要な資機材、食料品・飲料水・生活必需品、その他災害応急措置に必要な資機材）の供給を要請する。

その他、【第3編 第2章 第15節「食料・物資等の調達・備蓄、資機材等の整備」及び第3編 第3章 第10節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」】を参照する。

#### 第2 人員の配置(応援要請等)

総務対策部（総務班）は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

#### 第3 災害応急対策等に必要な資機材等の確保

総務対策部（管財班）は、南海トラフ地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

発災後、各対策班は、速やかに必要な資機材の準備を行う。

その他、【第3編 第2章 第15節「食料・物資等の調達・備蓄、資機材等の整備」】を参照する。

## 第2節 他機関に対する応援要請

### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
他機関に対する応援要請	本部班

本部班は、災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて応援要請を実施する。また、平常時より、必要と判断される民間との応援協定の締結に努める。

市が締結している他市町村との相互応援協定は、次のとおりである。

#### ■市町村等との協定締結状況

協定名	締結先	締結年月日
市町村合併に伴う宮崎県小林市・えびの市・西諸広域行政事務組合と熊本県球磨郡多良木町・あさぎり町・上球磨消防組合との消防及び救急業務相互応援協定	えびの市 西諸広域行政事務組合 熊本県球磨郡 多良木町 熊本県球磨郡 あさぎり町 上球磨消防組合消防本部	昭和61年4月1日 平成18年3月20日 一部変更
宮崎県消防相互応援協定	県内各市町村長	平成7年6月19日
宮崎縣市町村防災相互応援協定	県内各市町村長	平成8年8月29日
環霧島会議防災相互応援協定	環霧島7市町	平成21年5月19日
防災行政無線通信施設の管理及び運用に関する協定	西諸広域行政事務組合 理事会代表理事	平成23年1月27日
小林市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州整備局長	平成23年9月15日
大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定	宮崎県知事	平成25年2月8日
災害時等の相互応援に関する協定	熊本県人吉市長	平成26年3月18日
西諸地域水道事業者 災害時総合応援に関する協定	えびの市・高原町	平成28年9月29日

資料：災害協定締結状況

また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」が設立（平成27年2月）されたことも踏まえ、周辺自治体との広域的な連携体制の強化を図っていく。

その他、【第3編 第3章 第4節「広域的な応援活動（応援要請・受入れ）」】を参照する。

なお、県の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画（平成28年3月）では、市内の次の施設が防災拠点に位置づけられている。

#### ■広域応援に係る市内の防災拠点

市町村役場	小林市役所
救助活動拠点	小林総合運動公園
災害拠点病院	小林市立病院
地域内輸送拠点	小林中央公民館（大集会室）
広域進出拠点	宮崎自動車道霧島SA（下り線）

## 第3節 帰宅困難者への対応

### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
帰宅困難者への対応	本部班、地方創生班

本部班は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、飲料水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際は、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

また、総合政策対策部（地方創生班）は、観光客等の帰宅困難者について、観光施設、交通機関等と協力し、観光客向けの避難場所や物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導等の対策を行う。

なお、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

## 第6章 防災訓練に関する計画

### 第1節 防災訓練の実施

#### [施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(平常時)
防災訓練の実施	危機管理課

市（危機管理課）は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、防災関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

また、南海トラフ地震に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 情報収集、伝達訓練
- エ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- オ 負傷者等の搬送訓練、物資輸送訓練
- カ 地域（自主防災組織等）が主体的に運営する避難所運営訓練

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1節 市職員に対する防災知識の普及

#### 【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
市職員に対する防災知識の普及	危機管理課

市（危機管理課）は、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、必要な防災教育を各部局、各機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおりとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

## 第2節 地域住民等に対する防災知識の普及

### [施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(平常時)
地域住民等に対する防災知識の普及	危機管理課

市（危機管理課）は、防災関係機関と協力し、防災マップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災教育の内容は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意し、実践的な教育を行う。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 市民自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

## 第3節 相談窓口の設置

### [施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(本部設置時)
相談窓口の設置	本部班

市（危機管理課）は、市民等から地震対策の相談を受けるために必要な窓口を市役所内に設置するとともに、その周知徹底を図る。

また、南海トラフ地震の発生時は、本部班は災害相談窓口として臨時市民相談所を開設し、関係各班と連携し、安否確認の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。